令和5年度第2回入札監視委員会議事概要				
開催日時及び場所		令和6年3月7日:海上保安庁会議室		
		委員長	尾花 眞理子	:弁護士
	委員	委 員	堀江 正之	:日本大学商学部教授
		委 員	郷田 桃代	:東京理科大学工学部教授
抽出案件			<備考>	
	工事	2件	委員会開催にあたり	
	(小計)一般競争	2件	委員長に 尾花 塡	真理子 委員
	公募型及び工事希望型指名競争	-	を選任した。	
	指名競争	-		
	随意契約	_		
	建設コンサルタント業務等	0件		
	物品又は役務等	1件		
	合 計	3件		
委員からの意見・質問、それに対する海上保 安庁の回答等		意見•質問		回答
		別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし		

#### 委員

# 海 上 保 安 庁 (事務局より令和5年4月から令和5年9月の

間の契約全体の概要について説明)

随意契約については、やむを得ない場合もあるのでしっかりと説明できる理由が必要である。また、できるだけ随意契約を一般競争に移行したほうがいいと思っている。全体的に随意契約の比率はどのように推移しているか。

低入札の対象となるのは、どのような契約か。

1000万円以上で落札率がどのような場合か。

落札率について整理されているが、どのように 活かされているのか。

#### 【抽出事案審議(1)】

<工事:一般競争契約>

「平郡水道第一号灯浮標ほか 24 基交換工事」 (六管区)

工事の対象となる灯浮標の考え方、発注の仕方 について教えていただきたい。

低入札調査の結果、契約業者が工事現場付近の者であり、工期の短縮を図ることができため安価で契約できたと推測されているが、予定価格の算定時に遠方からの業者のことを考え工期等を設定しているということはないか。

落札業者は合理的に工事ができる条件にあったものであり、予定価格の段階で踏み込める話ではなかったとの理解で良いか。

全体的に随意契約と一般競争の比率に変動は ないが、随意契約から一般競争に移行できるもの は当然移行していく。特殊事情によりどうしても

随意契約でなければならないものは理由をしっ

かり確認し、移行できるものは移行していく。

予定価格が1000万円以上の契約が対象となる。

調査基準価格というものがあり、この価格を下回った場合は低入札の調査を実施している。

落札率 100%の状況について、海上保安庁内で 共有しており、契約の傾向や参入業者の拡大、予 定価格の考え方などに活かされている。

六管区における管轄地域は、香川県、愛媛県、岡山県、広島県、山口県である。今回の工事は、広島県、山口県、愛媛県の瀬戸内海西部方面の灯浮標の交換であり、その他の地域は別に発注している。一括して契約できない理由としては、灯浮標1基に対して、予備が1基あるわけではなく、灯浮標を揚収して、揚収した灯浮標を整備し次の交換時に使用しているため、一括して発注することができない。

本契約については、積算基準を用いて予定価格を作成している。工期については、例えば工事に使用する船については積算上 12 日見ているが、各々のブロックごとに港の船を基準に積算基準を用いて算出しており、遠方からの回航の日数は含んでいない。

そこまでは踏み込めなかった。工事について補足すると、一般的な土木工事であれば土を掘ったり鉄筋を組んだり、その資材を調達して施工し、その補助として重機を使用するが、灯浮標については官が作って官が管理しており、灯浮標の交換工事時に官給している。業者による灯浮標の整備

には、塗装や機械の取付けがあるが、資材費や人件費の割合は低く、クレーン船、引き船、安全監視船が大半を占めている。業者はこれらの船を所有していたことから低落札に直結したものと思料する。

低入札については、事故があってはならないことはもちろんであるが、国民の安全に係る問題もあるため注意が必要である。また別の見方をすれば工事を請け負えるのが4者あり今回2者あるとして海上保安庁の手続きには問題がない場合、こちらの知らないところであえて低く落としてとか4者で回しているかのように疑われることがあれば、海上保安庁としてのチェック体制を問われることがあるため、注意する必要がある。また、一者に打でけなく、複数で入れしてきたと

また、一者応札ではなく、複数で入札してきたとき1者が極端に低い金額を入れるなど注意しておく必要がある。

予定価格の算定の考え方について、建設物価や 積算資料によりがたい場合は、見積書を徴取して いるとあるが、どちらの業者からどのような目的 で徴取しているか。また予定価格に占める割合は どれくらいか。また、入札参加業者から見積書を 徴取しているのか。

標体の耐用年数はどれくらいか。

## 【抽出事案審議(2)】

<役務:一般競争契約>

「20m型巡視艇定期修理(2023-No.8)」(五管区)

一者応札となったとき、業者の持ち回りのようなことはないのか、巡視船ごとに担当業者が決まっていないかなど、市場調査をおこなっているか。

予定価格の考え方で基準がない時の参考見積 の徴収はどのように行っているか。

【抽出事案審議(3)】 <工事:一般競争契約> 基本的には工事であるため、積算基準を用いて 予定価格を算出している。整備塗料等は積算資料 に掲載されていないため、予定価格の精度を高め るために見積書を徴取し採用している。見積書 は、入札参加業者からではなく、塗料であれば、 塗料会社から徴取しており、予定価格の作成に占 める割合としては、微々たるものである。

法定の耐用年数は 15 年である。鉄鎖について は径を計測して可能な限り使用しており、更新し た場合は古い鉄鎖を売り払っている。

持ち回りということは考えられない。契約手続きの前に船台の空き状況について市場調査をおこなっている。

造船所で使用する水道料金については地域によって金額が異なるため市価としている。またパッキン、ウエスなどについても市価としており業者から参考見積書を入手している。

「海上保安庁通信所電源設備換装工事」(本庁)

声掛けしていた業者に対し、入札参加できなかった理由について、官公庁庁舎内での工事に付随する各種調整に思いのほか手間がかかること、工事内容や金銭面で他に魅力的な案件があったとあるが、具体的にはどういうことか。

予量額の算定についてどのようにしているの か。

予量額決定にあたり複数者から参考見積書を 徴収したか。 庁舎内での工事については、庁舎管理に対して 各種作業の申請等手続があると理解している。また、業務を継続しながらであるため室内の調整が ありこの点について手間がかかると思料する。

今回の案件は300万円程度の工事契約案件で、 規模として小さいものであり、かつ庁舎管理に対 して工事の手続きに対して時間がかかるもので あった。

契約金額の大きい案件で工事手続きも手間のかからない他の工事を優先したものと思料する。

基本的に予算額を予量額としている。予算額については業者から参考見積書を入手し参考としている。

電気工事関係で過去に海上保安庁と契約したことのある業者4者へ、本契約について情報提供のうえ参考見積書の提出を依頼したが、参考見積書の提出があったのが、落札業者の1者であった。

### 審議の結果

本日の審議について講評します。

今回抽出案件として理由をあげて3件を抽出し、貴庁にそれらについて詳細に説明いただき、委員間でその内容について審議したところ、全員一致で、いずれの件も適正に調達されているという結論となりました。

個々の審議の結果についてご報告申し上げます。

1件目:低入札になった理由について調査され、合理的な理由に基づき実施可能であると判断されていることが確認できた。低額な応札が民間の圧迫になっているのではないかという懸念をもっていたが、そのようなことはないとの確認ができた。2者応札で一方が低い価格で落札する場合には市場で調整があるのではないかという目で引き続き市場調査をしていただきたい。

2件目: 当該管区では同種の業務について1者応札となった比率が極めて高いという理由で本件を抽出したが、この業務の特殊性、船台の空き状況、専門業者の手配等の必要性等、1者応札とならざるを得ない事情を理解できた。1者応札の占める割合が非常に高いので市場を引き続き注視していただきたい。

3件目:予量額を決定する際の見積を広く業者に対して求めて入手していることから、入札手続きを特段改善すべき点もないと考えられ、手続き全体を見ても問題ないと判断できた。